

平成 27 年度第 1 回 大和市子ども・子育て会議 会議録

日 時：平成 27 年 4 月 28 日（火）

午後 2 時～午後 4 時

場 所：大和市保健福祉センター

5 階 501 会議室

欠席者：綾野委員、佐藤委員

傍聴者：なし

1 開会

事務局：

- ・新任委員の紹介（2名）

2 部長あいさつ

皆様こんにちは。こども部長の関と申します。今年の3月までこども施策推進準備室長を務めておりましたが、4月からこども部長ということで役割を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

昨年度は新制度開始の準備として委員の皆様には条例の制定やこどもの計画についてご審議いただきまことにありがとうございました。今回、こども部の組織改正があり準備室は3月で解散し、4月から本会議につきましてはこども総務課で担当いたします。

さて、昨年ご審議いただいたやまと子育て応援プランですが、この中で一番重要になってくるのが恐らく待機児童の数ではないかと思えます。昨年度、平成26年4月1日で128名であった待機児童数が、27年4月の速報値で28名にまで、100名程減っています。しかし、この28名という数値ですが、子育て応援プランではそんなに多くない見込みでした。理由として考えられることは、このところの急激な保育所の整備により、平成26年から27年にかけて保育所の新設が6園で382名の定員増。無認可の認可への移行により268人、合計で650人の定員増が図られました。これにより保育の需要の掘り起こし「近くに保育園ができたので働こうか」という方も増えたと思われま。そういったことにより、初年度から子育て応援プランと若干異なった傾向が見えてきております。

今後の対応につきましては、このプランの進行管理をどうするかという問題、また、今年度が計画の最後となる、やまとげんきっこプラン最後の評価が残っています。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

3 会長あいさつ

お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

前年度に引き続きまして、27年度も新しい委員も迎え、やまと子育て応援プランをさらに充実したものとするよう、1年間みんなで充実した議論を進めていきたいと思いま

す。よろしく申し上げます。

4 議事

(1) 新規開設の教育・保育施設に係る「確認（利用定員の設定）」について

- 会長 : (1) 新規開設の教育・保育施設に係る「確認（利用定員の設定）」について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 : 新規開設の教育・保育施設に係る「確認（利用定員の設定）」について、資料1により説明
- 会長 : ただいまの説明について、ご意見やご質問がありましたらお願いします。
- 委員 : 保育所2園が8月に新規開設とのことですが、1年間でこの2園という予定でしょうか、ほかに計画があるのでしょうか。
- 事務局 : 平成27年度を通してみますと、認可保育所を設置する予定の園は合計で6園ございます。内訳は新設が1園、認定保育施設の認可化移行が5園の予定でございます。
- 事務局 : 「認可」と「確認」についてあらためて整理いたしますと、「認可」は施設の基準や子どもに対する保育士もしくは教師の数が法律に定めた基準を満たしているのか、それを確認することを言います。法に定められた基準を満たさなければそもそも運営自体することができません。ところがその認可を前提としたうえでの公的給付の対象となる施設として適当かどうか「確認」行為となります。
- なぜ、認可しておきながら、再度確認をしなければならないのか。一例を挙げますと、幼稚園の場合、認可定員を割っている園もあります。ところが、給付は定員規模によって単価が異なります。子どもが多ければ多いほど一人あたりの単価が下がります。そういう時に300人の認可定員の園に150人の入園があった場合、300人の単価で施設型給付を計算すると幼稚園としては運営に窮することとなります。そこで、認可の定員は300人であるが実際の運営は150人であると、確認のなかで認めることとなります。これにより児童ひとり当たりの単価は150人規模の単価で行えることで「確認」という行為が生きてきます。
- 一方、保育所の場合、定員割れはあまりないので、基本的に認可定員イコール確認という形になり、さきほどのような不都合は生じていない状況です。法の考え方として、前段の幼稚園のような背景もあって、認可と確認を別にして考えたということです。対象は、今後、幼稚園の新設は無いと思われまますので、今後確認で数字が変更するのは主に保育園のみとなります。そこで、当初は認可定員イコール確認定員として認めていくということです。
- 会長 : ただいまの説明について、ご意見やご質問等ありましたらお願いいたし

ます。

委員 : なし。

(2) 放課後児童クラブ入会児童数の状況について

会長 : (2)放課後児童クラブ入会児童数の状況について事務局よりご説明をお願いします。

事務局 : 放課後児童クラブ入会児童数の状況について、資料2により説明

会長 : ただいまの説明に関してご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。

委員 : 待機児童数と補助事業で行っている民間の受け入れ人数が同数となっているが、市に申し込みがあつて待機児童となり民間で受け入れた児童数なのか、あるいは、当初から民間に申し込み入会した場合が含まれているのか。

事務局 : 市の公設の基準を満たす場合の待機児童数をゼロにしていくことが市の支援事業計画に記されております。ご指摘のとおり、あさひキッズクラブさん、WARABEさんで、市の入会基準を満たしていないが、保護者や児童の様々な理由により独自に入会している児童につきましてはカウントしておりません。

市に入会申請を行い、公設及び市が委託する児童クラブに入会できなかった児童には入会の保留通知書をお渡しします。これをもって市が補助する民間児童クラブに入会した場合に、市と同額で受け入れていただき、その児童数に応じて、市が児童クラブに補助金を交付するという事業の枠組を考えております。そこで、委員からご質問のありましたように独自に入会された場合は補助の対象とせず、それぞれの料金体系のなかで運営をしていただくものです。ただし、施設の一人あたりの面積や受け入れ最大人数は市が管理させていただくこととなりますが、それぞれの許容範囲の中で柔軟に対応していただきながら、待機児童を少なくしていきたいと考えております。

委員 : 市の基準を満たしているものの、初めから民営を選択された方の人数はここに含まれているのか。

事務局 : 市に申請を出されて、保留となった方を待機児童と定義しカウントしておりますので、初めから民間の児童クラブを選択された児童につきましては含まれておりません。

事務局 : 今回、児童福祉法の改正に基づき、3年生までであった対象児童を6年生まで拡大するにあたり、教育委員会の協力を得ながら受け入れる施設の確保を行いました。また、既存の民営児童クラブに対しては新たに補助制度も設けましたが、待機となった児童を受け入れていただく場合には、利用料の格差を是正するため同一の料金で受け入れていただくことを条件に補助を行うなど、大幅に事業の見直しを図っております。この点は各市で取り扱いが異なっており、事業規模を飛躍的に拡大することは難しい状況と思われませんが、大和市では待機児童対策について保育所から積極的に取り組んできた経過があり、児童クラブにつきましても小1の壁、その後の小4の壁を今回の制度の改正とともに打破していきたい。今後とも、保育園の整備により待機児童を減らしていくのですが、保育所から小学校という一連の流れのなかでの事業展開を計り、今回改めて児童クラブへの補助という制度を設け対応していくということでございます。

委員 : 児童クラブの開設時間は7時までであるが、「(保育所等の)下の子を先に迎えに行った後に児童クラブに迎えに行った場合に嫌な顔をされた」という保護者の声について、以前の会議で報告したが、今も状況が変わっていないようである。たとえば看護婦さんなどは急患が入るなど、児童の引き取りが遅れてしまうことはあると思う。このように毎回のことではなく、仕事の都合などやむを得ない事情によって遅れてしまうときに配慮をお願いしたい。こういった会議のなか、担当部署で考えていただかないと、本当の意味での子育て支援にはならないと考える。

事務局 : 保護者の方が安心して働くことができることが児童クラブの目的でもありますので、ご意見につきましては全体会のなかで再度周知させていただき、少しでもそういったご意見がなくなっていくよう、注視していきたいと思えます。

貴重なご意見を有難うございました。

会長 : そのほかに、ご質問等ありましたらお願いします。

委員 : なし。

(3) その他

会長 : (3) その他の一点目、平成26年度事業報告及び平成27年度事業について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 平成26年度事業報告及び平成27年度事業について、資料3により説明 (こども総務課・ほいく課)

会長 : ただいまの説明に関してご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。

委員 : 長時間預かり保育運営費補助金について、明成幼稚園は大和市外の幼稚園であるが対象として良いのか。

事務局 : 私立幼稚園運営支援事業は、「認定こども園への移行を目指し、長時間預かり保育を実施する私立幼稚園」に対して、その運営費を補助するもので、在園する児童の年齢によって単価が決まるものです。したがって、市内在住の児童が市外の幼稚園に通園する場合であっても、その幼稚園が認定こども園への移行を目指し、長時間預かりを実施するものであれば補助を行うこととなります。

委員 : 市外から大和市へ通園する場合はどうか。綾瀬市等に確認したが市外への補助は無いと確認している。

事務局 : 自治体によっては、対象としていない場合もあり得ます。

委員 : 大和市は子育て支援が進んでいると思う。また、ある有識者の話で「待機についてはイタチごっこ」というものがあつた。認可化はよいが新設は考えたほうが良いのではないか、5年10年は良いがその後が大変なことになる。新設は待機児童の解消につながるが、長い目で考えた方が良いと思う。新設は今の県立高校のようになるのではないか。知恵を絞らなければならぬ。

事務局 : ただいまのご意見のとおりと考えます。

長期的な傾向としては少子化ということがあり、ハード整備についてはご意見にある点を踏まえ慎重であるべきと考えます。しかし、大和の認可保育所の過去の状況を見ますと、未就学児童に対する保育所の定員数が他市と比較して著しく低い状況がありました。未就学児童に対する保育所の定員カバー率が神奈川県内平均で約24%、大和市ではそれより約10%低い状況で、数年来、待機児童が100人を超える状況が続いております。

平成25・26年度に定員枠を増やす取り組みを進め、ここでやっと平均に近づく状況となっておりますので、ここまでは定員増は必要なものと考えております。しかし、今後については、ご意見にあるハード整備に関する点は考慮していく必要があると思います。

もう一点、待機児童は0～2歳児が9割を超える状況です。3歳児以降は幼稚園を含めて選択枝があると思います。幼稚園の皆様にも保育の受け入れ先としてご協力をお願いしたいと考えております。

委員 : 定員5名以下を対象とした家庭的保育事業が対象事業となっているが、これに関しては大和市の取り組みはいかがか。こども、特に0歳児にとっては理想的な保育環境ではないかと考える。

事務局 : ご意見の内容は国の制度の特徴の一つとなっています。待機児童は0～2歳が多く3歳以上はほとんど無い。ここには保育所の恒常的な問題が潜んでいます。保育所の定員構成は0～5歳児全ての年齢が同じではない、0歳が少なく1・2歳が少し多く、3～5歳がほぼ同数である釣鐘型となっている。例えば、100人の保育所では0～2歳が40人で3歳以上が

60人という構成です。したがって、仮にすべての年齢において同じ率で保育の需要が出たら、0～2歳が不足することは明らかである。そこで、もし需要がなくなったら閉鎖できる小規模なものをつくってはどうかという発想が国にあり、それがこの家庭的保育事業等といえます。

ここで大きな課題となるのが人数の多い3～5歳児の対応である。そこで考えられたのが連携施設という考え方で、0～2歳児を対象とする定員19人以下の小規模保育施設でまず受け入れ、3歳になって退園しなければならない時に、近隣に希望する保育園が無く近隣の幼稚園で受け入れていただくことを選択することが考えられます。そこで、幼稚園での長時間預かりの対応がどこまで可能か、また、夏季休業期間中の預かりをどこまで行っているかも課題となってきます。

これらを解決するものとして考えられたものが認定こども園で、幼稚園と保育所と双方の機能がある施設であります。ただし、各施設ごとに事情がありますので早急に移行することは難しいものと考えております。市としては0～2歳で受け入れた児童が幼稚園にも行けるようにと幼稚園の方にもご協力をお願いしたく、今後調整をしていきたいと考えております。

- 委員 : 認定こども園への移行を目指しているという3園の移行の時期はいつか。
- 事務局 : ご質問の件につきましては、毎年、幼稚園に対する意向調査をおこなっており、その中で確認をしていきます。
- 委員 : 制度移行もあり、保護者等からの相談支援に対する要望も増えるであろうことから、コンシェルジュのような相談員を設置するという説明もあったが、現状について説明をお願いしたい。
- 事務局 : 新制度への移行に関しては、地域や保育家庭課窓口での説明を行ってきたところです。
- 今年度は、保育コンシェルジュについて予算が認められ、現在、職員募集をしている段階です。職員が決まりましたら子育てに関する相談を受けることができるよう研修等を行い、体制が整い次第、保育コンシェルジュとしての業務を開始する予定です。今年度は1名をほいく課の窓口配置し、28年度以降も配置していく計画となっております。
- 事務局 : 相談業務について現状は職員が対応を行い、マッチングという、空いている保育所の紹介など対応ができたことも、待機児童の減少につながったものと考えております。
- 会長 : 他にご質問等ありましたらお願いします。
- 委員 : なし。
- 会長 : では、引き続きご説明をお願いします。
- 事務局 : 平成26年度事業報告及び平成27年度事業について、資料3により説

明（すくすく子育て課、こども・青少年課）

会長： ただいまの説明に関してご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。

委員： 児童クラブについては、高学年が対象となったこともあり、平成26年度の約1000人から平成27年度の約1300人と30%程度の定員の増化が図られている。

民営委託事業として保護者が運営する施設では以前から高学年も対象としてきたが、公設では、今年度から初めて実施されることとなり、これだけ人数も多くなり、それに併せて新規の雇用も行われたと伺っている。児童クラブ事業に関しても大和市は、近隣に比べ検討していると感じる。制度の変更で問題点も多く出てくると思うが、利用者や支援員、私たち児童クラブ連絡協議会も含めて意見交換をしながら、制度の定着を進めていただきたい。また、数値化できない保育の質の充実も課題と考えている。子どもたちにとって、生活の基盤を作るという大切な役割を担う上で放課後児童クラブの重要性は高いと感じており、ぜひ、質的な評価も取り入れていただけるよう希望する。

事務局： ただいまご指摘いただいたとおり、公設の児童クラブも高学年保育を初めて行いますが、県の研修も1～3年生の保育に関するものと4～6年生の保育に関する研修が別枠で設けられています。そういったことから市としても高学年保育につきましても十分な意識付けが必要と考えております。また、公設では指導員の会議を月1回行ってきましたが、今回から委託や補助を行う民営クラブの指導員さんも含めて合同で話をする機会をつくっていきたいと考えております。

子どもの権利というお話をいただきましたが、先般、国が児童クラブのガイドラインを策定しました。その中で子どもの権利については項目として挙げられております。これまでは項目としては無かったものでありますが、市としても今回のガイドラインを参考にしながら、市連協さんの協力もいただき、公設・民営と分け隔てなく指導員に周知しながら、保育の質をさらに上げていけるよう考えているところでございます。

委員： この3月に厚生労働省からパブリックコメントを経て策定されたガイドラインは、今までになく保育の中身に踏み込んだガイドラインとなっている。ぜひそれも踏まえて議論をし、大和市版の保育指針ができると良いと思う。

委員： 以前、児童クラブの指導員をしていたが、その時に3年生までから4年生まで受け入れの年齢が上がった。受け入れの年齢が上がることは働く保護者や子どもにとっても安心なことと思うが、高学年になると子どもにとっては、児童クラブに入っていない児童と比べ、すきな遊びができないなど窮屈な環境であるように感じていた。これは子どもたちの意見として聞

いたことでもある。受け入れる年齢を上げると同時に、親がいなくても家で安全にひとりでも過ごせる環境を作っていくことも必要と考える。

事務局 : 高学年になると行動範囲や友人関係も広がるなど、市としてもその点は危惧しているところがございます。そこで、市から保護者の方をお願いしていることは、「まずはご家族でよくお話しをしてください」ということです。一方では、高学年になっても一人でいることは不安であるというお声も伺っております。現在、それぞれのご家族の価値観も多様化しておりますので、その中で考えた方針の受け皿として、市ではお預かりする場所と仕組みを継続して提供させていただくものです。少子化に伴い兄弟のふれあいも少ないなかで他の児童とともに過ごすことも、一方では児童クラブの良い面と考えております。

私もご意見にあるような児童の意見を聞くこともありますが、そういった時は、ご家族でもう一度ご検討してくださいとお願いをしているところもございます。

貴重な意見として参考とさせていただきます。

委員 : 高学年が別と言いましたが、高学年が意欲をもって児童クラブに通うようになることはかなり難しいと思う。しかし、そこを一步踏み込んでうまく工夫していくと、高学年保育は非常にクリエイティブであり信じられないくらいいろいろなことができる。私の主観的な見方かもしれないが、子どもが中学校に進学した時に違いが現れると思う。ぜひ、積極的に進めていただきたいと思う。

委員 : 4月から生活困窮者自立支援制度が始まっており、社会福祉協議会が窓口となっている。しかし、相談窓口は開設したものの解決策が用意されていないのが状況である。解決策のひとつに貧困の連鎖を防ぐために小さいうちから学力をつける取り組みである学習支援という事業がある。福祉の現場からは放課後子ども教室はとても効果があると見ているが、いわゆる福祉の事業と教育の事業という分野が異なることから、うまく情報共有ができていないのが現状と感じている。ぜひ、こちら側からの発信として保健福祉部に働きかけをしてほしいと思う。社会福祉協議会からも働きかけをしていきたいと思う。

事務局 : 教育委員会と福祉の分野について、放課後子ども教室事業のなかに学習の機能を入れるという案もありました。しかし、そこに携わる方が教員であるということと学習指導要領に基いた学習機能を入れていくということで、福祉の分野で教員を募集し学習の計画を立てることは難しいということから今回の寺子屋の事業は別に始まっているものです。

しかし、放課後子ども教室と寺子屋事業、放課後児童クラブ事業は、同じ放課後の学校という場をお借りし行われる事業であり、連携して事業を実施していくべきであるものと考えます。今後、教育委員会と連携を図り、

児童の選択に基づく参加の仕組みづくりはできないか、また、子どもの動向を把握できるシステムについて検討を進めていきたいと考えております。

委員 : 学校現場としても放課後の3つの事業展開は有難く思う。本校では5月に寺子屋やまがスタートするが寺子屋やまとへの期待はこどもも保護者も高いと感じている。

一方、現状では児童クラブと子ども教室で遊ぶルールが異なっており、こどもたちのためにも課題と感じている。これは学校ごとに3者が話し合う場が無いことが要因ではないかと考える。それぞれのスタッフは非常に工夫をして頑張っているが、こどもたちが楽しく安全に過ごせるよう学校ごとに関わる者すべてが問題点や課題について話し合う場が必要ではないか。

また、児童クラブに在籍する児童が寺子屋に参加する方法が議論となっている。子ども教室の開催日には子ども教室と寺子屋に参加して児童クラブには参加せず、他の曜日は児童クラブに参加するという選択が可能かどうか。あるいは、一旦、児童クラブに行ってから寺子屋などに参加し、また児童クラブに帰るなど考えられるが、寺子屋がスタートするにあたって具体的な方法を検討してほしい。

もう一点、今、アレルギーを持つ児童がとても増えており市内小学校でもエピペンの研修や練習用の物が配布されている。児童クラブの児童もランドセルに入れている児童もいる。そういった中で児童クラブや子ども教室のスタッフは、何かあった時にどのように対応すれば良いのか不安に思っているようである。これに対応する研修など準備を行い、安心して指導にあたるように進めていただければありがたい。

事務局 : 寺子屋やまにつきましては、ただいま事務局と教育部で打ち合わせを行い、各学校にも確認を行いながら調整を進めているところです。開始までの時間が少ないなか、事務局でも、教育員会と歩調を合わせて学校にもご承認をいただけるような方法を考えていきますので、ご協力をお願いいたします。3事業につきましては、大人の事情で連携が難しかったところですが、新制度に移行し寺子屋もそろって開始されるこの時に、再度、子どもたちが自由に選択できる仕組みを考えて今後、皆様、学校にもご提案させて頂きたいと考えております。

最後に、エピペンにつきましては学校からの提案をいただき、学校のキットを見せていただくなど、学校から支援員への配慮を伝えたところ非常に安心した様子でした。食育やアレルギーに関しては研修などで知識を深め、支援員が安心して子供たちに接することができるよう充実していきたいと考えております。

会長 : ファミリーサポートセンター事業について、5月から病児のお迎えサービスがスタートします。この4月に複数回、病児のサポートの登録の説明会を開催しましたが、現在80名ほど登録に来ていただいております、非常にニーズの高さを感じております。

病児のサービスにつきましては、保育園や児童クラブ等いろいろサービスがあるなかで、もちろん元気で使わない方が良いのですが、そこで病気になった時の備えとして、保護者がすぐに駆けつけられないなど、どうしても対応できない部分を担っていくものとして必要性を感じております。支援会員につきましては重責ではありますが、病児に対する子育て支援に対する賛同をさらに一層増やしていかなければならないと感じております。

他にご意見等ありますでしょうか。

委員 : なし。

会長 : (3) その他の二点目、今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします

事務局 : 今後のスケジュールについて、資料4により説明

会長 : 委員のみなさまから何かありますでしょうか。

委員 : なし。

会長 : 以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

1 閉会

職務代理よりあいさつ。

長時間に渡りご審議いただきありがとうございました。

新しい制度が始まって、大きな混乱もなくスタートしたものと感じておりますが、恐らくその陰で保育園、幼稚園、そしてこども施策推進準備室をはじめとするこども部のスタッフのご尽力があったものと思います。今後は昨年度までの計画を評価、これから少しずつ出てくるであろう新しい制度に関する様々な課題について計画の進行管理についての議論を交わしていくこととなると思います。それぞれのご専門の分野から忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。

本日はどうもありがとうございました。

以上